

財団法人 ユアサ国際教育学術交流財団

## 2007年度 外国人留学生奨学生

(平成19年4月1日 ~ 平成20年3月31日)

### 募 集 要 項

#### 1. 応募資格

(1) 留学を目的として我が国に入国を許可された外国籍を有する者で、貴大学の大学院に在籍し、貴大学において直接指導を受けている者。

①正規修了年限をオーバーしていない者。:

修士課程(1・2年目)、博士課程(1・2・3年目)、医学系博士課程(1・2・3・4年目)

② 2007年4月1日現在の年齢が35歳以下の者。

(2) 対象となる留学生は東アジア(ロシア共和国の極東地域を含む)及び東南アジアの諸国・地域からの私費留学生とする。

\*募集対象諸国・地域 : 韓国、中国、台湾、モンゴル、フィリピン、ベトナム、  
ラオス、カンボジア、タイ、ミャンマー、バングラデシュ、  
マレーシア、シンガポール、インドネシア、東チモール、  
ブルネイ・ダルサラーム、ロシア極東地域(ハバロフスク  
地方、沿海地方、サハリン州、カムチャツカ州、マガダン  
州、アムール州、イルクーツク州、チタ州、ユダヤ自治州、  
サハ共和国、ブリヤート共和国)

(3) 学業、人物ともに優秀、心身ともに健康であって、かつ経済的援助を必要とする者。

(4) 日本語による意志伝達が十分可能な者。

(5) 原則として他財団から奨学金を受けていない者。

#### 2. 採用者数

大学院生 7名

#### 3. 奨学金支給額

月 額 100,000円

4. 奨学金支給期間

2007年4月から2008年3月までの1年間。

5. 奨学金支給方法

原則として財団に於いて隔月（2か月分ずつ）直接本人に交付する。なお、交通費は実費とし、別途支給する。

6. 応募に必要な提出書類

(1) 奨学生申請書（所定用紙）：記載事項が不備な場合は、選考の対象にならないことがあります。

- ① 姓名は、中国・台湾・韓国は漢字、マレーシア、シンガポールで漢字名のあ  
る者は漢字にて記入のこと。
- ② 姓名の上のフリガナは、母国語による読み方（発音）でカタカナ記入のこと。
- ③ 写真は上半身の近影で6か月以内に撮影のもの。
- ④ 生年月日、その他日付は西暦年にて記入のこと。
- ⑤ 郵便番号欄は明記のこと。
- ⑥ 現住所にはアパート・マンション名及び部屋番号を明記のこと。
- ⑦ 母国連絡先は、連絡先氏名、申請者本人との続柄、及び住所を明記のこと。  
（中国・台湾・韓国は漢字、他は英字）  
（例：郵便番号 大韓民国 SEOUL 特別市〇〇区〇〇洞〇〇-〇〇,  
〇〇APT. 103 棟 3665 号）
- ⑧ 現在在籍欄の入学年月日は、現在在学する大学の大学院に入学した年月また  
は入学予定の年月を西暦年で記入のこと。
- ⑨ 学歴欄の学校名は正式名称を記入のこと。  
（例：〇〇大学または〇〇大学校等に注意のこと）
- ⑩ 授業料年額欄は年総額を記入のこと。また、一部免除の場合は、↓印下の  
[ 円]に免除額を記入のこと。
- ⑪ 家族状況の現住所欄は⑦の例と同様に郵便物が届くように省略せず詳しく  
記入のこと。

- (2) 成績証明書（前年度のもの）。ただし2007年4月に我が国の大学（貴大学）に入学のため来日する者については、母国等の最終学歴の成績証明書。
- (3) 在学証明書。ただし2007年4月から大学院に進学する者は入学許可を証明する書類の写し。
- (4) 外国人登録済証明書の写し、または外国人登録証明書の写し。
- (5) 指導教授の推薦状（所定用紙）：指導教授氏名は署名捺印の上、厳封のこと。

7. 提出期限

~~2007年2月5日（月）消印有効~~

*inquire at the Dept. Office*

8. 提出方法及び提出先

- ・大学を経由し、当財団宛郵送する。
- ・提出された書類は、一切返却しない。
- ・提出先：〒103-0011  
東京都中央区日本橋大伝馬町13番10号  
財団法人 ユアサ国際教育学術交流財団

9. 選考

財団の選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。ただし、必要な場合には、面接を行うことがある。

10. 採否の通知

採否の結果は、2007年3月末までに、在学大学の学長を経て本人に通知する。  
電話による問い合わせには、応じない。

11. 奨学生の義務

- (1) 奨学生として採用された者は、当財団所定の誓約書を当財団理事長に提出しなければならない。
- (2) 奨学生が次の各号の一つに該当する事由が生じた場合は、直ちに理事長に届け出なければならない。
  - ① 休学、復学、転学もしくは退学したとき。
  - ② 長期にわたって欠席したとき。
  - ③ 停学、その他の処分を受けたとき。

④ 住所、その他重要な事項に変更があったとき。

## 1 2. 奨学金の休止及び停止

- (1) 奨学生が休学または長期にわたって欠席したときは、当該休学または欠席の期間奨学金の交付を休止する。
- (2) 奨学生の学業または性行などの状況により、補導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止する。

## 1 3. 奨学金の打ち切り

奨学生が次の各号の一つに該当すると認められるときは、在学大学の学長の意見を徴して、奨学金の交付を打切る。

- (1) 申請の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- (2) 在学大学で処分を受け学籍を失ったとき。
- (3) 学業成績または性行が不良のため成業の見込みがなくなったと判断されたとき。
- (4) 傷い、疾病などのために成業の見込みがなくなったと判断されたとき。
- (5) その他、募集要項 1. の奨学生としての資格を失ったとき。

## 1 4. 応募についての問い合わせ

財団法人 ユアサ国際教育学術交流財団

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町13番10号

Tel. (03) 3665-5991

Fax. (03) 3665-5994

11時から16時まで（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

### 個人情報の保護について：

申請書に記載された内容・提出書類は個人情報として取り扱われます。ただし、次のとおり特定の関係者に対して限定された個人情報が提出されますのでご了承ください。

- ① 書類審査・選考のため選考委員への情報開示。
- ② 複数の奨学金合格者確認のため、大学担当者および奨学団体に「被推薦者・合格者一覧」を提供。